

世田谷区告示第 6 1 6 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 指定取消番号 | 第 2 9 7 3 号 |
| 2 | 指定取消年月日 | 令和 8 年 8 月 2 8 日 |
| 3 | 指定取消の位置 | 世田谷区池尻二丁目 1 番 3 3 の一部 |
| 4 | 道路の幅員 | 6 . 1 8 メートル |
| 5 | 道路の延長 | 5 8 . 3 0 メートル |
| 6 | 申請者氏名 | 東京都知事 小池 百合子 |

指定取消第2973号

世田谷区池尻二丁目1番33の一部

幅員 6. 18 メートル

延長 58. 30 メートル

自動車転回広場 —

指定取消した部分

